電気通信大学大学院情報システム学研究科教授会規程

制定 平成5年2月17日 最終改正 令和4年3月31日規程第82号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第18条第6項の規定に基づき、 大学院情報システム学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)に関し必要な事 項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 研究科教授会は、大学院情情報システム学研究科(以下「研究科」という。)の 担当資格を有する専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。
- 2 客員教授及び客員准教授は、研究科教授会に出席することができる。ただし、人事、 予算、組織等の重要事項の審議には加わらない。

(審議事項)

- 第3条 研究科教授会は、研究科の学生の入学及び修了並びに学位の授与について審議し、 学長に対して意見を述べるものとする。
- 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第93条第2項第3号の規定により研究科教 授会の意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要な事項として学長が定める事項 は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 学生の転学、留学及び懲戒に関すること。
 - (2) 教育課程の編成に関すること。
 - (3) 研究科担当教員の資格審査に関すること。
- 3 研究科教授会は、前項各号に掲げる事項について審議し、学長に対して意見を述べる ものとする。
- 4 研究科教授会は、研究科の運営に関する次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 第1項及び第2項に掲げる事項以外の教育又は研究に関すること。
 - (2) 研究科内の予算配分に関すること。
 - (3) 研究科教授会の構成及び運営に関すること。
 - (4) その他研究科の運営に関すること。
- 5 学長は、第2項に掲げる事項を改正するときは、研究科教授会の意見を聴くものとする。

(会議の運営)

- 第4条 研究科長は、研究科教授会の議長となる。
- 2 研究科長は、研究科教授会を主宰する。
- 3 研究科長に事故あるときは、副研究科長がその職務を代行する。
- 4 研究科長は、構成員の3分の1以上が審議事項を定めて研究科教授会の会議の開催を 請求した場合、これを招集しなければならない。

(会議の開催)

第5条 研究科教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができ

ない。ただし、出張、研修及び1か月以上長期療養の者は、構成員の数に算入しないものとする。

(議事)

第6条 研究科教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決する ところによる。ただし、教員の人事及び学位の授与に関する事項については、出席者の 3分の2以上をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第7条 研究科教授会は、必要と認めた場合は、構成員以外の者を研究科教授会に出席させて、意見を聴くことができる。

第8条 削除

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要な事項は、研究科 教授会が別に定める。

附 則 (平成5年2月17日)

この規則は、平成5年2月17日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月21日)

この規則は、平成12年6月21日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年4月1日)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月6日規程第87号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日規程第54号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日規程第59号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第58号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第43号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第115号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第102号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規程第82号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。